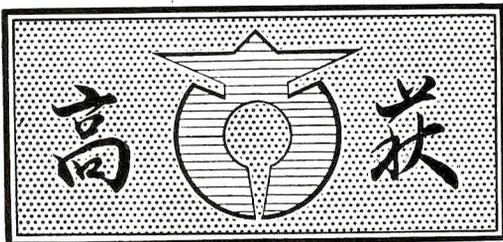


第3日曜日は
『家庭の日』

今月の生活のねらい
したい人に
たよりをしよう



第138号

46年2月12日発行

発行 高萩市役所
編集 秘書課
印刷 藤枝印刷所



「人生ふたたび歸らず」

意義ある第一歩を

高萩市長 鈴木 木藤 太

成人おめでとう。

新しい社会人としてのスタートを心からお祝い申し上げます。

私どもの郷土高萩が、古い町から脱皮し、新生への意欲に燃えたつている時、はつらつとした皆さんをお迎えることは、この上もない喜びです。

現代は創造の時代であるといわれております。

何ものにもとらわれない、おらかな発想から、新しい力をつくり出して行く努力こそ、現在の新しい世代に与えられた使命ではないでしょうか。

日本のれい明期といわれる明治維新にしても、長い伝統につちかわれた日本民族の力と、旧来のろう習を打ち破り敢然と立ち上がった、当時の青年たちの血のじむような努力が、世界史上まれにみるあの躍進をなし遂げた原動力になったのです。こうした先輩たちの努力によつてきざされた日本の現代社会も、ともすると人間性が経済面の高度成長の陰にかくれ、いろいろの弊害が生じはじめております。

このようなとき、人間の惰性、社会の停滞、因習をたち切つて、新しい人間社会の価値をつくりあげて行くのは、皆さんの力にまつほかはありません。

皆さん、今こそ勇気をもつて、新しい時代をつくり出す第一歩を踏み出そうではありませんか。

古い伝統と新しい発展への意欲の調和の上にとつた明るく住みよい郷土高萩をつくりあげて行く努力こそ現代に生きる私どもに与えられた、尊い使命であると思います。

皆さんに輝かしい未来があります。「人生ふたたび歸らず」青春のひとよきを無為に送ることなく、新しい時代に生きる社会人として、意義ある第一歩をふみ出してください。

皆さんのご健康とご発展を祝福し、お祝いのごことばいたします。

正しい申告で明るい納税 市県民税の申告期です

ことしも、市県民税の申告時期がまいりました。

ご承知のとおりこの申告は昭和四六年度の課税資料となるものですから、納得の行く税金を納められるよう正しく申告してください。

申告期間は二月一六日から三月一五日までです。

「期限は三月一五日申告しないと認められな
い、諸控除」

◆申告の必要な人

ことしの一月一日現在、高萩市内に住んでいる人で昭和四五年中に営業、農業その他の事業、株の配当(少額配当を除き、分離配当を含む)不動産、雑入、譲渡などの所得のあつた人です。

給与所得者は申告の必要はありませんが、会社や事業所などから給与支払報告書が提出されていない人は申告していただきます。また、会社、事業所の給与以外に所得のあつた人や、雑損、医療費控除を受けた人もそれぞれ申告してください。

出張相談の日程表

月	日	時 間	場 所
2/16~3/15		午前8時30分~午後5時	市役所税務課
2	23	午前10時~午後3時	旧上君田出張所 若葉公民館
2	24	〃	下君田公民館樋川小
2	25	〃	大能公民館 中戸川公民館
2	26	〃	関口公民館 北組公民館
3	1	〃	南組公民館 下組公民館
3	2	〃	高戸公民館 下手網公民館
3	3	〃	秋山下公民館 島名公民館
3	4	〃	山手公民館 秋山中公民館
3	5	〃	安良川公民館 石道公民館
3	8	〃	消防第二分団(請所 東地区)

◆申告をしなくてもよい人
1 税務署に所得税の確定申告をした人(源泉分離課税を選択した配当所得のある人は、申告書の「配当」に関する住民税の特例欄に、ほかの配当少額を除く)と合算して下さい)

2 給与所得者で、勤務先から給与支払報告書を、市役所に提出してある人

3 生活保護法による、生活扶助を受けている人

◆申告をしないこと
めんどうだからとか、忘れたからといて申告をしなかつたときは、申告者に有利な「諸控除」が認められず、税の負担が重くなります。

◆申告をしないこと
なお、申告説明および、日程表はすでに送付しましたが、日程表の日時に申告できなかつた人は、三月一五日まで市役所において

になれば毎日受付けております。

◆申告のとき持参するもの

- 1 印かん
- 2 社会保険料を支払った領収書および国民健康保険税を支払った領収書
- 3 医療費を支払った領収書
- 4 生命保険、簡易保険の証書および領収書
- 5 給与者の場合は源泉徴収書

◆各地で申告方法の出張相談を実施

市県民税の申告の方法などの出張相談日を表のように行いますので、近くの場所へ必ずおいでください。もし、申告をしなかつた

り、期限をおくれて申告書を提出したときは、諸控除が認められなくなり、それだけ税金が増額になり余計な税を納めることになりま

すので、相談日には必ずおいでください。

また、所得税の確定申告書を提出されない方にも個人事業税の申告義務がありますから、申告をしてください。

◆個人事業税の納税相談のお知らせ

所得税の確定申告書を提出されない人に対して、個人事業税の申告の便宜をはかるため、次の日程で納税相談日を設け、相談と申告者の受付を行いますので、ご利用ください。

二月二六日 県税務所
二七日 の
三月六日 会議室
一二日
一三日

◆所得 税

所得税の確定申告と納税も二月一五日から三月一五日までです。申告書の計算の確定申告書と納税の計算のしかた、書きかたなどわからないことは、日立税務署でご相談ください。なお日立税務署では、次の日割で納税相談にのっていますので、ご利用ください。

三月二日および九日の両日高萩市役所三階会議室で行います。

(一)旅館など、多数のひとが出入する防火対象物の消火、通報、避難訓練の実施

(二)防火規制の徹底

(三)林野、車両火災の予防

市内各事業所等は自主的にこの運動を実施

事項を、市消防本部の指導で実施、実効あるものにとめます。市民のみならず、この期間中に、わが家の防火総点検を実施し火災予防運動に協力してください。

全国 春の火災予防運動

昭和四五年中に発生しました全国の火災は、五七五〇一件で、死者一五〇〇人を越え、戦後最高のかんしい記録となりました。春季全国火災予防運動は春先は火災が発生しやすく大火災になりやすいため、国民の防火意識を高揚し、火災と、火災による死傷者の発生を防止するため、市民一丸となつてこの運動に協力くださることをお願いします。

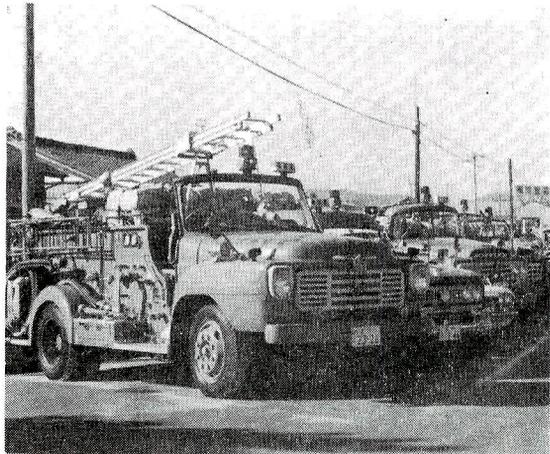
- 運動中実施すること
- (イ)わが家の防火総点検
- (ロ)たばこの投げ捨てと寝たばこの防止
- (ハ)外出時、就寝前の火の元点検の励行

消防出初式盛大に

絶好の天候に恵まれた一月一日、駅東有明町の市道路上で多数の来賓をむかえ盛大な消防出初式が行われました。

なお、この出初め式で表彰されたひとびとは次のとおりでした。

▲茨城県消防協会会長表彰
功労章 下山田義郎(分団長)



新鋭機ズラリ 消火体制は万全

式は国旗掲揚にはじまり、消防防関係者の慰霊黙禱、消防協力者などへの表彰状の贈呈、知事、日本消防協会会長などの表彰状伝達があり、続いて新車の披露、模範演技、分列行進、最後に全消防車両等の放水演習を行い、三時間に及ぶ出初式の幕を閉じました。

▲日本消防協会会長表彰
績章 沼田勝一(分団長)
副団長 沼田勝美(副団長)

▲高萩市市長感謝状(退職消防団員) 遠藤嘉久 岩間謙太郎 沼田式美 根本昭一(元分団長) 黒沢昭次(元副団長) 今川俊昭 増子市男(元班長) 大高通幹 大高進 鈴木伸秋 鈴木栄 鈴木尊 春山昭士(元団員)

▲消防施設協力者
田辺武雄 作山孝(上手綱) 鈴木勝正 長久保源蔵 細金一男 関甲(赤浜) 原正(高浜町) 金沢寅男(石滝) 落合さと鈴木水造(島名) 今川香(高戸) 鈴木一司(多賀蓄産協同組合長) 菊地仁(高萩炭鉱株式会社々々)

▲高萩市消防長感謝状(消防協力者) 下山田一郎(高萩市農業協同組合長) 広木允明(若栗郵便局長) 鈴木一子(秋山) 釜沢悟(安良川) 柴田貞美(石滝) 大部義雄(中戸川)

若いあなたと 国民年金制度

成人おめでとうございませぬ。二〇才になりますと、その日から多くの権利が与えられ、同時に義務が課せられますが、国民年金加入もその一つです。国民年金制度は国の行う年金制度の一つで、年令をとつたり、けがをしたり、一家の働き手が死亡したりしたときにそれぞれに年金が支給され、本人や家族の生活を保障しようとする制度に備えて加入者全員が、前者全員が、前者を積み立てておき、更に国においてもその保険料の半額を負担してこの国民年金のほかに厚生年金、船員保険、各種共済組合など九種類の年金制度がありますが、国民年金は昭和三十六年に国民皆年金制度が確立され、国民は必ずいづれかの保険に加入するたてまえになっています。厚生年金等の加入者および配偶者または、昼間部の大学生等をのぞいた二〇才から五九才までの方は、必ず

才2回破傷風予防接種

先に第1回目の破傷風予防接種を実施しましたが、第2回目のが下のように変更になりましたのでお知らせします。

場所	月日	受付時間
横川小学校	2/24	午後 1:30~1:40
下君田	"	2:00~2:10
上君田	"	2:30~2:40
若栗公民館	"	3:00~3:10
下手綱	"	3:30~4:00
大能	"	1:30~1:40
中戸川	"	2:00~2:10
秋山小学校	"	2:40~3:00
高萩保健所	2/25	1:30~2:30
研修会館	2/26	1:30~2:30

※1. 体温は必ず計つてきてください。2. 接種の時は必ず問診票を書いてきてください。なお、接種場所は最寄のところまで行ってください。

国民年金に加入しなければなりません。二〇才になったばかりの若い人たちの中には、年金に対する意識が薄く、年金を実際にもうのは遠い将来のことのために、真剣に考えようとならない傾向がありますが、これは年金制度が十分でなかった過去のことで、今では国民年金について知りたいという人が年々増えております。今は元気に働いていても、年金をとるにしたがつて、働きなくなります。生活環境が改善され、医療技術の進歩によつて平均寿命が伸びており、今から老後の生活を考え準備しておく必要があり、将来のためにはあります。交通戦争といわれる程

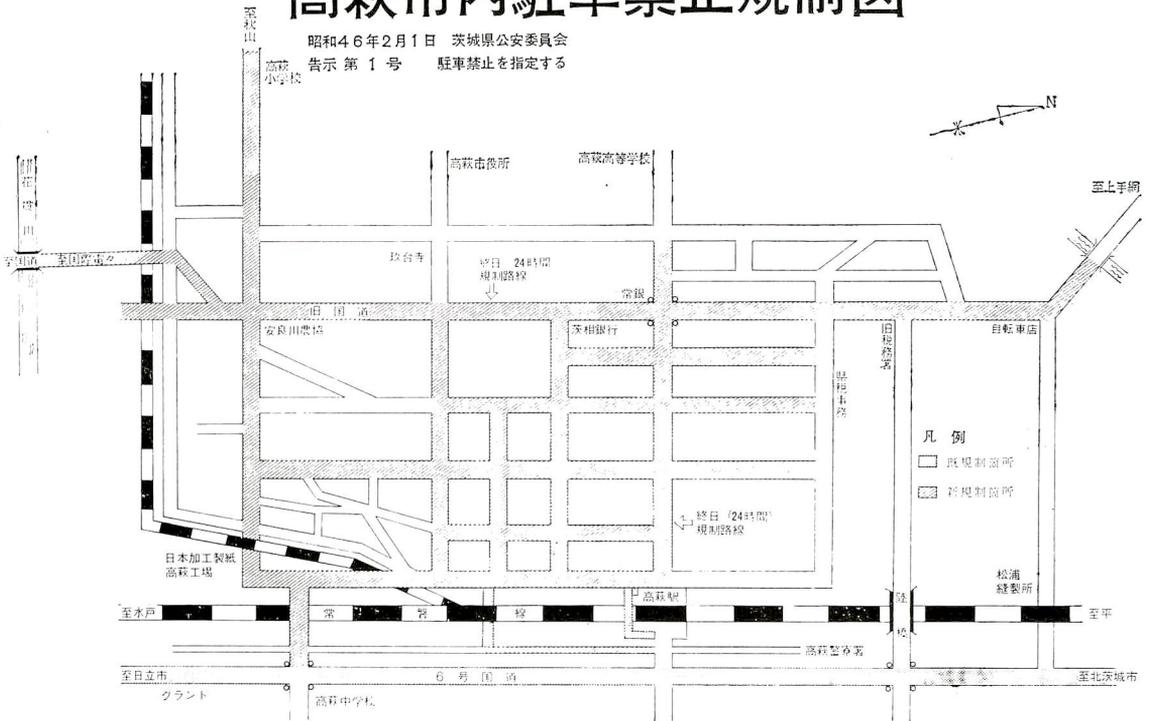
毎日交通事故が発生している最近、これによる障害も非常に多く、その時では間に合いませんので、安定した生活をするためにも是非加入することを、おすゝめします。二〇才になつて、まだ国民年金に加入していない人は、今すぐ市役所市民課で、加入の続きをとつてください。

厚生年金、その他各種年金加入者の配偶者および、二〇才以上の昼間部大学生でも、希望があれば加入できますので、この機会に加入することを、おすゝめします。

なお、国民年金についてご不明の点がありましたら市民課国民年金の係へ、おたずねください。

高萩市内駐車禁止規制図

昭和46年2月1日 茨城県公安委員会
告示 第1号 駐車禁止を指定する



市内の主要道路が 駐車禁止になりました

この一日から、県公安委員会告示第一号により、市内の主要道路が駐車禁止になりました。駐車禁止の指定は、年々複雑化してきました交通事情が、今後ますます複雑困難の一途をたどるのを予想し、道路にお

- 1 規制時間
旧六号国道および駅前通り終日(二四時間)
市道 午前七時から午後八時まで
- 2 規制区間路線
適用除外車輛
- 3 緊急自動車

- (1) 郵便、電報の集配に使用中の車輛
 - (2) 清掃法に基き汚物の処理に使用中の車輛
 - (3) 急患の往診に使用中の車輛
 - (4) 報道の緊急取材に使用中の車輛
 - (5) 電気、ガス、水道の緊急作業に使用中の車輛
 - (6) 捜査、交通事故処理、検証中の車輛
 - (7) 道路標識類の維持管理のための車輛
 - (8) その他やむを得ない事由があるときは、警察署にご相談ください。
- ※道路交通法により禁止される部分は、従来どおりです。

昨年一二月二〇日「体力づくり市民駅伝」が、一六チーム、二二五人の参加で行なわれました。



体力づくり 市民駅伝大会

走路は、市役所をスタート点として、関口、和野、市役所入口を二周する三四キロメートルで、次のよう

な記録となりました。

一般の部	1位 加工紙Aチーム
	1時間51分14秒
2位 松岡OB	54分23秒
3位 加工紙B	07分55秒
2位 高萩工業高校	55分34秒
1位 高萩高校定時制	57分10秒
中学校の部	1位 高萩中学校A
2位 秋山中学校A	48分15秒
3位 君田中学校	48分49秒
1位 53分42秒	

※一般、高校—六区間
中学校—二区間